

環水大大発第 1405294 号
平成 26 年 5 月 29 日

都 道 府 県 知 事 }
大気汚染防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について

石綿の飛散を防止する対策の強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 58 号。以下「改正法」という。）が平成 25 年 6 月 21 日に公布され、平成 26 年 6 月 1 日から施行されることとなった。

また、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 82 号。以下「改正政令」という。）が平成 26 年 5 月 14 日に、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 15 号。以下「改正省令」という。）が平成 26 年 5 月 7 日に公布され、平成 26 年 6 月 1 日から施行されることとなった。

貴職におかれては、法令の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力及び事業者への適切な指導をお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

建築物等の解体等に伴う石綿の飛散を防止するため、現在、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）に基づいて、石綿が使用されている建築物等の解体作業等に対して規制措置を講じている。

しかしながら、建築物等に石綿が使用されているかどうかを事前に十分調査せず、石綿の飛散防止措置をとらなかつたため、解体作業等において石綿が飛散したと推測される事例が生じていることや、工事の発注者が石綿の飛散防止措置の必要性を十分に認識せず、工事施工者に対し施工を求めること等により、工事施工者において十分な対応が採られないこと等が問題となっている。また、特定工事における大気中の石綿濃度調査において、集じん・排気装置の排気口や前室の出入口等で、石綿の飛散事例が確認されていることから、隔離養生した作業場からの石綿の漏洩を監視することが求められてい

る。さらに、石綿が使用されている可能性がある建築物の解体は、今後、増加することが見込まれている。

このため、石綿の飛散を防止する対策の強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、以下の改正を行うこととしたものである。

第2 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者の変更

特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を、特定工事を施工しようとする者から特定工事の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者に変更した。また、この届出義務者の変更に合わせ、届出事項に「特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を追加することとした。加えて、届出書の添付書類に記載する事項から、注文者の氏名又は名称を削除した。（改正法による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「新法」という。）第18条の15第1項、改正省令による改正後の大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「新省令」という。）第10条の4第2項、様式第3の4）

なお、届出者の代理の者が届出書類の提出手続を行うことは差し支えない。

第3 解体等工事に係る調査及び説明等

1 特定工事に該当しないことが明らかな建設工事

調査等を行うこととなる建設工事は、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）である。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）により、平成18年9月1日以後、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用することが禁止されたことから、特定工事に該当しないことが明らかな建設工事を、以下のとおり規定した。（新法第18条の17第1項、新省令第16条の5）

- ・平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
- ・建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

2 解体等工事に係る調査

特定粉じん排出等作業の実施の届出を行う前段階として、解体等工事の受注者及び解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）

は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならないこととした。(新法第 18 条の 17 第 1 項及び第 3 項)

当該調査の方法として、特定建築材料の使用の有無を分析により調査することのほか、目視、設計図書等を確認することにより行うことが含まれるが、目視、設計図書等により調査する方法では特定建築材料の使用の有無が明らかにならなかった場合には、特定建築材料の使用の有無を分析により調査することとする。なお、建築物等に使用される吹付け材、断熱材等の建築材料に関しては、設計図書等のみで判断せず、現地調査を行い設計図書等との整合性の確認が重要である。また、分析方法については、日本工業規格 (JIS) A1481-1、A1481-2 又は A1481-3 等がある。ただし、吹付け石綿が使用されていないことが明らかな場合において、特定建築材料が使用されているものとみなして新法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析による調査は必要ないこととする。

なお、当該調査は、石綿障害予防規則 (平成 17 年厚生労働省令第 21 号) 第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく事前調査と兼ねて実施しても差し支えないものであり、また、解体等工事の受注者及び自主施工者が自ら又は他の者が実施した調査を活用することを妨げるものではない。

3 解体等工事に係る説明

(1) 解体等工事の受注者は、当該解体等工事の発注者に対し、特定工事に該当するか否かの調査の結果について、書面を交付して説明しなければならないこととした。また、当該説明は、解体等工事の開始の日までに (当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から 14 日以内に開始する場合にあっては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに) 行うものとした。

ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合は、当該説明を調査の実施後速やかに行うものとした。(新法第 18 条の 17 第 1 項前段、新省令第 16 条の 6)

(2) 解体等工事の受注者が、書面に記載して説明しなければならない事項として、調査を終了した年月日、調査の方法、調査の結果を規定した。(新法第 18 条の 17 第 1 項前段、新省令第 16 条の 7)

なお、この「調査の結果」とは、特定工事に該当するか否かの調査の結果をいい、「調査の方法」とは、分析による調査、目視、設計図書等により調査することをいう。

(3) 解体等工事が特定工事に該当した場合に、解体等工事の受注者が追加で書面に記載して説明しなければならない事項として、新法第 18 条の 15 第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項のほか、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況、特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要、特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所を規定した。(新法第 18 条の 17 第 1 項後段、新省令第 16 条の 8)

4 解体等工事に係る調査への協力

解体等工事本体と同様に、特定工事に該当するか否かの調査の実施に当たっても、解体等工事の発注者の意向が大きく作用する。このため、当該調査が適切に実施されるよう、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う当該調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならないこととした。(新法第 18 条の 17 第 2 項)

5 解体等工事に係る掲示

新法第 18 条の 17 第 1 項及び第 3 項の規定による特定工事に該当するか否かの調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、掲示板を設けることにより、調査の結果、調査を行った者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は、その代表者の氏名も加える。）、調査を終了した年月日、調査の方法並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならないこととした。(新法第 18 条の 17 第 4 項、新省令第 16 条の 9 及び第 16 条の 10)

なお、「調査の結果」とは、特定工事に該当するか否かの調査の結果をいい、「調査の方法」とは、分析による調査、目視、設計図書等により調査することをいう。

また、当該掲示については、具体的な様式を定めておらず、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えない。また、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要はない。

第 4 発注者の配慮

法第 18 条の 19 に特定工事の注文者の配慮について規定しているが、特定工事の現場での実態等を踏まえ、新法においては、用語を「特定工事の注文者」から「特定工事の発注者」に統一した。また、特定工事の実施に当たっては、施工方法、工期だけでなく、特定工事の実施費用に見合う適正な価格による発注が作業基準の遵守に重要であることから、工事費用への配慮を明記した。(新法第 18 条の 20)

第 5 報告徴収及び立入検査の対象拡大

都道府県知事等は、解体等工事の発注者若しくは受注者若しくは自主施工者に対し、解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等を検査させることができることとした。(新法第 26 条第 1 項、改正政令による改正後の大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号。以下「新令」という。）第 12 条第 7 項から第 9 項まで)

これは、特定工事に係る届出義務者が特定工事の発注者等となったこと、また、当該届出義務の履行の前段階として、解体等工事の受注者については、発注者に対する特定工事に該当するか否かの調査及び当該調査結果の説明が義務付けられ、解体等工

事の自主施工者については、特定工事に該当するか否かの調査が義務付けられたことから、解体等工事の発注者及び受注者並びに自主施工者に対し、当該調査等について報告を求めることができることとするものである。

また、特定工事に該当するか否かの調査及び当該調査結果の説明の義務が適切に履行されたかどうかについても実地に検査し確認を行えるようにする必要があることから、「解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を立入検査の対象に改めることとしたものである。「解体等工事に係る建築物等」は、解体等工事の施工に着手する前の建築物等を規定したものであり、「解体等工事の現場」は、既に工事が開始されている場合における立ち入る場所を規定したものである。

なお、「特定工事に係る建築物等」及び特定工事の「関係帳簿書類」は、「解体等工事」が「特定工事」を包含しており、新令第12条第8項の「解体等工事に係る建築物等」及び「関係帳簿書類」に含まれることから、新令第12条第9項では規定していない。

第6 作業基準

1 特定粉じん排出等作業に係る掲示

特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者が特定工事の発注者等に変更となったため、当該作業に係る掲示の事項に、特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所を追加し、また法人の場合は、その代表者の氏名も追加した。（新省令第16条の4）

2 特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業の実施の際、集じん・排気装置の不具合等を原因とする石綿の飛散事例が散見されていることから、集じん・排気装置の設置が義務付けられている特定粉じん排出等作業について、以下のとおり作業基準を改正した。（新省令別表第7）

（1）負圧管理の徹底

作業場に加え前室を負圧に保つこととした。

また、特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずることとした。

「作業場及び前室を負圧に保ち」とは、作業場に設置した集じん・排気装置を使用した場合に当該装置が正常に稼働し、作業場及び前室の空気を排出することで両室が負圧となった状態を維持することをいう。

「作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認」には、集じん・排気装置を稼働させた状態で、微差圧計による測定、目視により空気の流れを確認すること等の方法が含まれる。

「必要な措置」には、集じん・排気装置の補修、集じん・排気装置の増設、集じん・排気装置の交換、作業場に係る隔離の不具合箇所の補修等、異常の原因を改善するための措置が含まれ、それらの措置により作業場及び前室を負圧に保つ必要が

ある。

(2) 集じん・排気装置の稼働確認

隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずることとした。

「集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認」とは、フィルタが正常に取り付けられていることを確認すること、集じん・排気装置の吸気口以外からの空気の漏えいを確認すること等をいう。

「必要な措置」には、集じん・排気装置の補修、集じん・排気装置の交換、フィルタの取付けの不具合の修繕等、異常の原因を改善するための措置が含まれ、それらの措置により異常が解消される必要がある。

また、隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに特定建築材料の除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずることとした。

「集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認」とは、排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと、又は特定建築材料の除去の開始前に集じん・排気装置を稼働させ、排気口のダクト内部の粉じん濃度が一定濃度まで下がって安定したことを確認の上、当該除去の開始後に排気口のダクト内部の粉じん濃度が当該除去の開始前と比較して上昇していないことを確認することをいい、当該除去中に定期的に確認することが望ましい。

この場合において、「粉じんを迅速に測定できる機器」には、粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定機（リアルタイムファイバーモニター）が含まれる。

「特定建築材料の除去を中止」とは、集じん・排気装置が正常に稼働し、前室が負圧に保たれる状態に復帰するまでの間、当該除去を中止することを求めるものである。

「必要な措置」には、集じん・排気装置の補修、集じん・排気装置の交換、フィルタの取付けの不具合の修繕等、異常の原因を改善するための措置が含まれ、それらの措置により異常が解消される必要がある。

なお、集じん・排気装置の移動時やフィルタ（1次フィルタ、2次フィルタ）交換時等で、集じん・排気装置の不具合が懸念された場合には、その都度、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認することが望ましい。

(3) 記録等

集じん・排気装置が正常に稼働すること等の確認をした年月日、確認の方法、確

認の結果及び確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存することとした。

第7 経過措置等

1 経過措置

平成26年6月1日より前に特定粉じん排出等作業の実施の届出がされた特定粉じん排出等作業については、新法第18条の15に基づく届出、特定工事に該当するか否かの調査、当該調査結果の説明及び掲示を行う必要がないこととした。（新法附則第2条第1項）

平成26年6月1日に現に行われている特定粉じん排出等作業については、集じん・排気装置が正常に稼働することの確認を、平成26年6月1日以後に初めて特定建築材料の除去を行う場合に、実施しなければならないこととした。（新省令附則第2項）

平成26年6月1日に現に施工中の解体等工事については、当該解体等工事に係る調査の結果の説明は、平成26年6月1日以後速やかに行わなければならないこととした。（新省令附則第3項）

2 その他

その他この通知に定めのないものについては、従来の通知に定めるものを参考にし、判断されたい。